

まちづくり交付金 事後評価方法書

蓮田市中心市街地地区

平成20年5月

埼玉県蓮田市

(1) 成果の評価

1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況

指標 1: 店舗数

A: 事前評価時の『従前値』の求め方

①従前値の 基準時点	「平成 14 年度商業統計調査」調査結果時（平成 14 年 6 月 1 日時点）
②実施主体	都市計画課
③計測手法	・平成 15 年 6 月に公表された「平成 14 年度商業統計調査」を用いた ・平成 14 年 6 月 1 日現在の対象地区の店舗数を把握し、従前値とした。

事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方

④計測時期	平成 20 年 6 月 1 日時点
⑤実施主体	都市計画課
⑥データの 計測手法	・平成 20 年 6 月に公表予定の「平成 19 年度商業統計調査」を用い、平成 19 年 6 月 1 日現在の対象地区の店舗数を把握する。
⑦評価値の 求め方	・計測時点では全ての事業が未竣工であるため、効果を計測することは困難である。 ・また、次回の「平成 21 年度商業統計調査」は平成 21 年 6 月 1 時点で調査予定であるため「平成 19 年度商業統計調査」が最新のデータである。 ・そこで、過去（平成 9～19 年度）の商業統計調査の傾向から、平成 20 年度末の店舗数を推計し、評価値とする。

⑧確定／見 込みの別	<input type="checkbox"/>	確定
	<input checked="" type="checkbox"/>	見込み

C: フォローアップ時の『確定値』の求め方

⑨フォローアップ の必要性	<input checked="" type="checkbox"/>	あり
	<input type="checkbox"/>	なし
⑩計測時期	平成 22 年 6 月 1 日	
⑪実施主体	都市計画課	
⑫計測手法	平成 22 年 6 月に公表予定の「平成 21 年度商業統計調査」の調査時点の数値を用い、評価基準日【平成 21 年 3 月 31 日】の店舗数を把握し、確定値とする。	

指標 2 :	駅へのアクセス時間	
A : 事前評価時の『従前値』の求め方		
①従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時（平成 16 年 3 月 11 日時点）	
②実施主体	街路課、都市計画課	
③計測手法	（計測時点の）駅へのアクセス道路を実走して測定した時間を従前値とした。 測定区間：＜起点＞「関山一丁目」交差点 ＜終点＞「JR 蓮田駅西口」駅前 測定日時：平成 16 年 3 月 11 日（木）午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分 測定距離：1120m	
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
④計測時期	平成 20 年 6 月	
⑤実施主体	都市計画課	
⑥データの計測手法	<ul style="list-style-type: none"> ・計測時点では全ての事業が未完了であるため、効果を計測することは困難である。 ・そこで、事業が完了したと想定してアクセス時間の図上計測を行う。 ・図上計測に当たっては、区間内に設置予定の信号の待ち時間の中間値を計測時間に加味する。 	
⑦評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> ・事業完了後のルートを法定速度で通行したと想定し、信号等の影響を加味して算出したデータを評価基準日【平成 21 年 3 月 31 日】における評価値（見込み値）とする。 	
⑧確定／見込みの別		確定
	●	見込み
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方		
⑨フォローアップの必要性	●	あり
		なし
⑩計測時期	平成 21 年 3 月（供用開始後）	
⑪実施主体	都市計画課	
⑫計測手法	従前値と同じ計測方法（実測値）で確定値とする。	

指標3：	人口	
A：事前評価時の『従前値』の求め方		
①従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時（平成15年10月1日時点）	
②実施主体	都市計画課	
③計測手法	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年10月1日の推計人口の町丁目別データを抽出し、当該地区の居住人口として整理した。 ・推計人口とは、直近の国勢調査人口を基礎にして、それ以降の人口増減を住民基本台帳及び外国人登録の移動から調査し加減したもの。県のホームページで毎月公表されている。 	
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
④計測時期	平成20年7月1日時点	
⑤実施主体	都市計画課	
⑥データの計測手法	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年7月1日の推計人口の町丁目別データを抽出し、当該地区の居住人口として整理する。 	
⑦評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年7月1日時点における推計人口のデータと過去5年間（平成15～19年度）の傾向から、評価基準日【平成21年3月31日】の推計人口を整理し、評価値（見込みの値）とする。 	
⑧確定／見込みの別	<input type="checkbox"/>	確定
	<input checked="" type="checkbox"/>	見込み
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方		
⑨フォローアップの必要性	<input checked="" type="checkbox"/>	あり
	<input type="checkbox"/>	なし
⑩計測時期	交付期間終了後1ヵ月を経過した時点	
⑪実施主体	都市計画課	
⑫計測手法	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年4月末くらいに、平成21年3月末（評価基準日）における推計人口が確定することから、それにより確定値とする。 	

指標 4 :		駅東西間のアクセス時間	
A : 事前評価時の『従前値』の求め方			
①従前値の基準時点	都市再生整備計画変更時（平成 17 年 1 月 13 日時点）		
②実施主体	都市計画課		
③計測手法	<p>（計測時点の） 駅東西間のアクセス道路を実走して測定した時間を従前値とした。</p> <p>測定区間：＜起点＞「関山一丁目」交差点 ＜終点＞「県道東門前蓮田線」大字蓮田字前口地内</p> <p>測定日時：平成 17 年 1 月 13 日（木）午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分</p> <p>測定距離：1,720m</p>		
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方			
④計測時期	平成 20 年 6 月		
⑤実施主体	都市計画課		
⑥データの計測手法	<ul style="list-style-type: none"> ・計測時点では全ての事業が未完了であるため、効果を計測することは困難である。 ・そこで、事業が完了したと想定してアクセス時間の図上計測を行う。 ・図上計測に当たっては、区間内に設置予定の信号の待ち時間の中間値を計測時間に加味する。 		
⑦評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> ・事業完了後のルートを法定速度で通行したと想定し、信号等の影響を加味して算出したデータを評価基準日【平成 21 年 3 月 31 日】における評価値（見込み値）とする。 		
⑧確定／見込みの別	●	確定 見込み	
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方			
⑨フォローアップの必要性	●	あり なし	
⑩計測時期	平成 21 年 3 月（事業完了後）		
⑪実施主体	都市計画課		
⑫計測手法	従前値と同じ計測方法（実測値）で確定値とする。		

(1) 成果の評価

2) その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現の計測

数値指標：					
記述理由					
A：事前評価時の『従前値』の求め方					
①従前値の 基準時点					
②実施主体					
③計測手法					
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方					
④計測時期					
⑤実施主体					
⑥データの 計測手法					
⑦評価値の 求め方					
⑧確定／見 込みの別	<table border="1"><tr><td></td><td>確 定</td></tr><tr><td></td><td>見込み</td></tr></table>		確 定		見込み
	確 定				
	見込み				
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方					
⑨フォローアップ の必要性	<table border="1"><tr><td></td><td>あ り</td></tr><tr><td></td><td>な し</td></tr></table>		あ り		な し
	あ り				
	な し				
⑩計測時期					
⑪実施主体					
⑫計測手法					

(2) 実施過程の評価

1) モニタリングの実施状況の確認

A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

ア 都市再生整備計画に実施することを記載した

イ 都市再生整備計画に記載しなかった

ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

なし

C : 事後評価時の確認方法

①時 期

②確 認 先

③確認方法

2) 住民参加プロセスの実施状況の確認

A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

ア 都市再生整備計画に実施することを記載した

イ 都市再生整備計画に記載しなかった

ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

○街並み形成の誘導を図るための方策について
駅西口再開発事業の後背地において、駅周辺に適したまちづくりのルール作りをする。このため、地元のまちづくり協議会を中心にまちづくりのあり方を勉強しているところである。

C : 事後評価時の確認方法

①対 象 蓮田駅西口地区まちづくり協議会

②時 期 交付終了年度 (平成 20 年 10 月 1 日時点)

③確 認 先 都市計画課

④確認方法 まちづくり協議会の議事録で住民参加プロセスの実施状況を確認する。

3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認

A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

ア 都市再生整備計画に実施することを記載した

イ 都市再生整備計画に記載しなかった

ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

○中心市街地活性化基本計画を受けたTMOとの連携
TMOが今後策定するTMO計画と連携を取りながら、中心市街地の活性化に取り組んでいく。

C : 事後評価時の確認方法

①対 象 蓮田市商工会

②時 期 交付終了年度 (平成 20 年 10 月 1 日時点)

③確 認 先 商工課

④確認方法 聞き取りをし、持続的なまちづくり体制の構築状況を確認する。

(3) 効果発現要因の整理

①時 期	平成 20 年 7 月～8 月
②実施主体	都市計画課（まちづくり交付金主管課）
③検討体制	都市計画課が主管課となり、事業に関わる課（道路課、西口再開発事務所）による庁内の横断的な組織を設置し検討する。

(4) 今後のまちづくり方策の作成

①時 期	平成 20 年 8 月～9 月
②実施主体	都市計画課（まちづくり交付金主管課）
③検討体制	前記の組織による検討会を設けて、整理する。（予定）

(5) 事後評価原案等の公表

	原案の公表	評価結果(最終)の公表
①時 期	平成 20 年 10 月	平成 21 年 3 月
②実施主体	都市計画課	都市計画課
③公表方法	市の広報誌及びホームページでの掲載により周知し、都市計画課窓口やホームページでの閲覧により公表する予定である。公表期間は 2 週間とする。	市の広報誌及びホームページでの掲載により周知し、都市計画課窓口及びホームページでの閲覧により公表する予定である。公表期間はフォローアップ後 1 年までとする。

(6) まちづくり交付金評価委員会の審議

①時 期	平成 20 年 11 月
②実施主体	都市計画課
③設置・ 運用方法	既存機関である市の都市計画審議会を活用し、まちづくりの観点から、まちづくり交付金に限定し事後評価を行う。※蓮田市都市計画審議会条例第 2 条第 3 号（その他市長が都市計画法上必要と認める事項に関すること。） 名称：蓮田市都市計画審議会 学識：元埼玉県都市計画課長

(7) その他の機会における有識者からの意見聴取の予定

①聴取方法	なし
-------	----

※（3）～（6）の検討以外に市町村で任意に有識者から意見聴取を予定する場合に記入

(8) 事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況

①予算措置 の状況	ア <input type="checkbox"/> 費用は発生しない イ <input checked="" type="checkbox"/> 費用は発生するが、予算措置を講じている ウ <input type="checkbox"/> 費用は発生するが、予算措置は講じていない エ <input type="checkbox"/> その他（)
--------------	--

都道府県名	埼玉県
市町村名	蓮田市
地区名	蓮田市中心市街地地区
計画期間	平成 16 年度～平成 20 年度
作成者	部署 都市整備部都市計画課
	役職 主任
	氏名 金井利文
連絡先	T E L 048-765-1724
	F A X 048-765-1700
	E-mail toshikei@city.hasuda.saitama.jp